サプライチェーン 002 排出量見える化支援専門家派遣 利用の手引き

- ○この制度は、サプライチェーン上の CO2 排出量の見える化を行う県内事業者が対象です (詳しくは、サプライチェーン CO2 排出量見える化専門家派遣等実施要領 (令和6年8月制定) をご確認ください)。
- ○専門家派遣に係る専門家への謝金(旅費を含む)は、原則として県が負担します。なお、支援回数及び支援額には一定の上限があり、これを超える内容となる場合の費用については、事業者の負担となります。
- ○この制度を活用する場合には、専門家との調整が必要となりますので、<u>原則として派遣を希望する日の1か月前</u>までにお申込みください。
- 〇お申込みの際は、「(様式第1号) 個社別サプライチェーン COO2 排出量見える化支援専門家派遣等依頼書」を作成し、商工政策課に提出してください。
- ○専門家から助言・指導内容を確認し、適切と認められた場合、県から事前確認を行った上で、選定した専門家と 直接調整を行っていただきます。相談内容に応じてより効果的な相談方法(メール、電話、オンライン、現地派 遣)を検討・決定してください。予算の範囲内で、派遣の決定について通知します。なお、専門家と調整された 場合、状況によって実施を決定できない場合もありますのであらかじめご承知ください。
- ○専門家派遣等にあたっては、あらかじめ自社の課題や相談内容を明確にし、限られた時間内で十分な効果が得られるよう準備してください。
- ○相談終了後は、「(様式第4号) サプライチェーン CO2 排出量見える化支援専門家派遣等終了報告書」を作成し、 20 日以内に商工政策課に提出してください。
 - → 期限内に報告書の提出がない場合は、同一年度内は本事業による専門家派遣を受けることはできません。

<相談内容>

分野	支援区分
(1) CO2排出量の見える化を進めていくための要所や意義を学びたい	出張セミナー型
(2) 自社・事業所全体のエネルギー消費量の把握について	算定支援型
(3) 自社・事業所全体 のCO2等の温室効果ガス排出量の算定について	
(4) 製品・サービス別のエネルギー消費量の把握について	
(5) 製品・サービス別 の CO2等の温室効果ガスの排出量の算定について	
(6) エネルギーまたは 002等の温室効果ガス削減目標の設定について	
(7) エネルギーまたは 002等の温室効果ガス削減対策 (再生エネルギー調達、切	
り替え、燃料転換等)について	
(8) エネルギーまたは 002等の温室効果ガスの削減の計画(目標達成の実現性、	
費用算出、投資回収年数等)策定について	
(9) その他	

(別紙) サプライチェーン CO2 排出量見える化支援専門家派遣の流れ

